

国民負担増と給付減を押しつける医療制度改革に反対する意見書

小泉内閣がすすめる医療制度改革の内容が明らかになりつつある。

一つは、サラリーマン本人が医療機関の窓口で支払う患者負担について、入院、外来とも現行の2割から3割に引き上げることである。加入者の家族の入院の場合も2割から3割に引き上げられる。さらに現行では70歳以上となっている高齢者医療の対象を75歳以上とすることである。これによって70歳から74歳までの患者負担は、現行高齢者医療の1割負担から現役世代と同じ3割負担に引き上がることになる。

加えて、75歳以上でも所得によって現役世代と同じ3割負担とする案や総医療費の抑制策も検討されている。

医療保険は、病気にかかったときにお金がなくても安心して必要な医療が受けられるという、いわば命綱ともいうべきものである。9割以上の国民に「3割負担」という負担増を押しつけることは、命綱を断ち切り、国民医療を破壊するものといわなくてはならない。また、大幅な負担増を強いることは、個人消費をますます落ち込ませ、深刻な不況にある日本経済に大きな打撃を与えることになる。

政府は、高齢者の医療費が増加し、保険財政を圧迫していることを、負担増の理由としているが、保険財政逼迫の根源理由は、この20年間ほどの間に医療費に占める国庫

負担の割合を大幅に減らしてきたことにある。老人医療でいえば、国庫負担の割合が1983年の老人保健法制定時の44.9%から31.9%（2001年度予算）に下がっている。このため、老人医療費を支える各保険財政からの拠出金がふくらみ、健保財政赤字の大きな要因となっているのである。

負担増は、国民の受診抑制を広げ、受診抑制は、早期発見、早期治療を困難にし、逆に病気の悪化・進行を招き、社会的コストを引き上げるだけである。

よって、本市議会は、政府に対し、政府が検討中の負担増と給付減の計画をあらためて、国民医療を守るため、減らし続けてきた国庫負担金を計画的にもとに戻し、高すぎる薬価を欧州並に引き下げをを求める。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成13年 9月28日

三鷹市議会議長 中山和政